

「ねりま区報」広告掲載申込書

練馬区長 殿

年 月 日

練馬区「ねりま区報」広告掲載取扱要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり広告掲載を申し込みます。
記

1 申込者

住所（所在地）		
氏名（法人・団体名称）		
担 当 者	氏名	
	所属部署名	
	電話番号	
	FAX番号	
	電子メールアドレス	
申込者と広告主が異なる場合は以下もご記入ください ※広告代理店等は申込者になります。		
広 告 主	住所（所在地）	
	氏名（法人・団体名称）	

2 掲載希望号・種別

掲載希望号	掲載希望種別	掲載号変更の可（変更可能号）・否
年 月 日号	号広告	可（ 月 日号）・否
年 月 日号	号広告	可（ 月 日号）・否
年 月 日号	号広告	可（ 月 日号）・否
年 月 日号	号広告	可（ 月 日号）・否
年 月 日号	号広告	可（ 月 日号）・否
年 月 日号	号広告	可（ 月 日号）・否
年 月 日号	号広告	可（ 月 日号）・否
年 月 日号	号広告	可（ 月 日号）・否
年 月 日号	号広告	可（ 月 日号）・否

※掲載希望号には、広告掲載を希望する優先度が高い順に記入してください。「掲載号変更の可（変更可能号）・否」には、「可」「否」いずれかに○を付け、「可」の場合は変更が可能な掲載号を記入してください。

別表（第4条関係）

種別	規格（縦×横）	掲載位置	掲載料
1号広告	60mm×120mm 4色カラー	中面記事下広告欄	80,000円
2号広告	60mm×243mm 4色カラー	中面記事下広告欄	160,000円
3号広告	10mm×235mm 2色	中面欄外	10,000円

3 広告見本 別添のとおり

4 確認事項

裏面を確認の上、いずれにも該当しない場合には「はい」を、いずれか1つでも該当している場合は「いいえ」を○で囲んでください。

当法人・団体は、裏面の(1)~(2)の各号に定める団体のいずれにも該当していません。 はい いいえ

(裏)

練馬区では、つぎの各号に定める団体を規制業種・事業者該当者とし、広告の掲載はしません。

- (1) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納している団体
- (2) 区から指名停止措置を受けている団体
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定されるものおよびこれに類似すると区が認めたものを業とする団体
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業と規定されるものおよびこれに類似すると区が認めたものを業とする団体
- (5) たばこ製造業者ならびにたばこ製品の卸売業者および輸入業者（たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナーの向上のための広告」等は除く。）
- (6) ギャンブルに係るものを業とする団体（区が出資しているものを除く。）
- (7) 規制対象となっていない団体であっても、社会問題を起こしている団体
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う団体
- (9) 占いはたは運勢判断に関するものを業とする団体
- (10) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に規定する探偵業を行う団体およびこれに類似すると区が認めたものを業とする団体
- (11) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定されるものを業とする団体
- (12) 債権の取立て、示談の引受け等を業とする団体およびこれに類似すると区が認めたものを業とする団体
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う団体
例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取るまたは無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収するものも含む。）
- (14) 民事再生法（平成11年法律第225号）および会社更生法（平成14年法律第154号）等により更正または再生手続を開始している団体
- (15) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反している団体およびそのおそれがあると区が認めた団体
- (16) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）でインターネット異性紹介事業と規定されるものを業とする団体
- (17) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）で暴力団および暴力団員と規定されるものまたはこれらのものの威圧を利用し、または維持、運営等に協力し、もしくはこれらに関与している団体
- (18) 区の事業の円滑な運営に支障をきたすと判断される団体
- (19) 国、地方公共団体等行政機関からの行政指導を受け、その指導内容について改善がなされていない団体
- (20) 営業の実態等を確認することができない団体
- (21) 前各号に掲げるもののほか、各種法令に違反し、またはそのおそれがあると区が認めた団体